

中国で新しく制定された法令に関する情報をタイムリーにご紹介します。
中国における会社設立・経営・紛争処理等に必要・有益な情報をお届けします。

H&H 中国最新法令情報

No.53

2017年9月11日

「H&H中国最新法令情報」(No. 53)をお送りします。本号の《主要法令》では、2017年5月1日から6月30日までに発布又は施行された法令を紹介しています。また、《中国法務「基本のき」》では、「中国における労務派遣制度」取り上げました。

ご一読いただければと思います。

久田・橋口法律事務所

目次

■ 主要法令(5～6月)	2
【法律】	2
国家情報法	2
「中華人民共和国水質汚染防止法」の改正に関する決定	2
「中華人民共和国民事訴訟法」及び「中華人民共和国行政訴訟法」の改正に関する決定	2
【行政法規】	3
工商登記前置審査認可事項のさらなる削減に関する決定	3
「多証合一」改革の推進の加速化に関する指導意見	4
自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2017年版）の公布に関する通知	4
【部門規章】	4
労働人事争議仲裁弁案規則	4
自動車投資プロジェクト管理の完備に関する意見	5
外商投資産業指導目録（2017年改正）	5
■ 中国法務「基本のき」	7

主要法令(5~6月)

【法律】

■ 国家情报法

[发布部门] 全国人民代表大会常务委员会

[发布文号] 主席令第 69 号

[发布日期] 2017 年 6 月 27 日

[施行日期] 2017 年 6 月 28 日

[概要]

本法就维护国家安全和利益的情报活动作出了规定，除了对国家情报机构的人员授予为了国家安全调查国内外机构及个人的权利、进入限制进入区域和场所的权利等之外，还对公民和组织附加了对国家情报工作提供协助的义务。

[法令原文] http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-06/27/content_2024529.htm

■ 国家情報法

[発布部門] 全国人民代表大会常務委員会

[発布番号] 主席令第 69 号

[発布期日] 2017 年 6 月 27 日

[施行期日] 2017 年 6 月 28 日

[概要]

本法は、国家の安全と利益を保護するための情報活動に関するもので、国家情報機構の人員に対して国家安全のために国内外の機構及び個人を調査する権利、立入制限区域や場所に入る権利等を付与しているほか、公民や組織に国家情報業務への協力義務を課している。

■ 关于修改《中华人民共和国水污染防治法》的决定

[发布部门] 全国人民代表大会常务委员会

[发布文号] 主席令第 70 号

[发布日期] 2017 年 6 月 27 日

[施行日期] 2018 年 1 月 1 日

[概要]

在中国，2015 年修改后的《环境保护法》、2016 年修改后的《大气污染防治法》分别被施行。

本决定对《水污染防治法》作出了修改，关于河川管理，引入“河长制”（对各河川设置“河长”这一名称的负责人的制度），谋求加强农业及农村的水污染防治、饮用水安全保障制度，并加强法律责任。

[法令原文] http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-06/29/content_2024889.htm

■ 「中華人民共和國水質污染防止法」の改正に関する決定

[発布部門] 全国人民代表大会常務委員会

[発布番号] 主席令第 70 号

[発布期日] 2017 年 6 月 27 日

[施行期日] 2018 年 1 月 1 日

[概要]

中国では、2015 年に改正「環境保護法」、2016 年に改正「大気汚染防止法」がそれぞれ施行された。

本決定は「水質汚染防止法」を改正して、河川管理について「河長制」（河川ごとに「河長」という名称の担当者を置く制度）を導入し、農業及び農村の水汚染の防止、飲用水安全保障制度の強化を図るとともに、法的責任を強化している。

■ 关于修改《中华人民共和国民事诉讼法》和《中华人民共和国行政诉讼法》的决定

[发布部门] 全国人民代表大会常务委员会

[发布文号] 主席令第 71 号

■ 「中華人民共和國民事訴訟法」及び「中華人民共和國行政訴訟法」の改正に関する決定

[発布部門] 全国人民代表大会常務委員会

[発布番号] 主席令第 71 号

[发布日期] 2017 年 6 月 27 日

[施行日期] 2018 年 7 月 1 日

[概要]

本決定对《民事诉讼法》作出了修改,对于在生态环境和资源保护、食品药品安全等领域侵害众多消费者权益等损害社会公共利益的行为,认可人民检察院提起诉讼的权利。

同样,在《民事诉讼法》的修改中,关于生态环境和资源保护、食品药品安全、国有财产保护、国有土地使用权出让等领域的行政机关的违法行为,认可人民检察院督促其依法履行职责的权利及提起诉讼的权利。

[法令原文] http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-06/27/content_2024517.htm

[発布期日] 2017 年 6 月 27 日

[施行期日] 2017 年 7 月 1 日

[概要]

本決定は「民事訴訟法」を改正して、生態環境及び資源保護、食品薬品安全等の分野において多数の消費者の權益を損なう等社会公共の利益を損なう行為について、人民檢察院に訴訟を提起する權利を認めた。

同様に、「行政訴訟法」の改正では、生態環境及び資源保護、食品薬品安全、国有財産保護、国有土地使權下げ等の領域における行政機關の違法行為について、人民檢察院に法に従った職責の履行を督促する權利及び行政訴訟を提起する權利を認めた。

【行政法規】

■ 关于进一步削减工商登记前置审批事项的决定

[发布部门] 国务院

[发布文号] 国发[2017]32 号

[发布日期] 2017 年 5 月 11 日

[施行日期] 2017 年 5 月 11 日

[概要]

本決定将工商登記前置审批事項中の 5 項事項改为后置审批事項。改为后置审批事項の“5 項事項”为(1)省级商务部门实施的设立典当行及分支机构审批;(2)省级新闻出版广电行政主管部门实施的设立中外合资、合作印刷企业和外商独资包装装潢印刷企业审批;(3)该部门实施的设立从事出版物印刷经营活动的企业审批;(4)民用航空局实施的外航驻华常驻机构设立审批;(5)该局实施的民用航空器(发动机、螺旋桨)生产许可。

基于本決定,国家工商行政管理总局于 2017 年 5 月 16 日发布了《关于调整工商登記前置审批事項目錄的通知》。

[法令原文] http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-05/11/content_5192882.htm

■ 工商登記前置審査認可事項のさらなる削減に関する決定

[発布部門] 國務院

[発布番号] 国発[2017]32 号

[発布期日] 2017 年 5 月 11 日

[施行期日] 2017 年 5 月 11 日

[概要]

本決定は、工商登記の前に審査認可を要するとされている事項のうち、5 つの事項を事後審査認可事項としたものである。事後審査認可事項となった「5 つの事項」は、(1)省級商務部門による質屋事業の設立及び支店の設置、(2)省級新聞出版广电行政主管部门による中外合弁、合作印刷企業及び外商独資包装裝飾印刷企業の設立、(3)同部門による出版物印刷經營活動に従事する企業の設立、(4)民用航空局による外国航空の中国常設機構の設立、(5)同局による 民用航空機(發動機、プロペラ)の生産許可である。

本決定に基づき、国家工商行政管理総局は、2017 年 5 月 16 日に「工商登記前置審査認可事項目錄の調整に関する通知」を發布した。

■ 关于加快推进“多证合一”改革的指导意见

[发布部门] 国务院办公厅

[发布文号] 国办发[2017]41 号

[发布日期] 2017 年 5 月 12 日

[概要]

中国政府在“五证合一、一照一码”制度下，推进了企业行政手续的简化。

本意见将其进一步予以推进，拟在 2017 年 10 月 1 日之前将企业登记及备案等有关事项和各类证照整合到一个营业执照上，实现“多证合一、一照一码”。

[法令原文] http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-05/12/content_5193122.htm

■ 「多証合一」改革の推進の加速化に関する指導意見

[発布部門] 國務院弁公庁

[発布番号] 国弁発[2017]41 号

[発布期日] 2017 年 5 月 12 日

[概要]

中国政府は、「五証合一、一許可証一コード」制度の下、企業の行政手続の簡素化を進めてきた。

本意見はこれをさらに推し進め、2017 年 10 月 1 日までに企業登記及び届出等に関する事項及び各種許可証を一つの営業許可証に統一し、「多証合一、一許可証一コード」を実現するとしている。

■ 关于印发自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施(负面清单)(2017 年版)的通知

[发布部门] 国务院办公厅

[发布文号] 国办发[2017]51 号

[发布日期] 2017 年 6 月 16 日

[施行日期] 2017 年 7 月 10 日

[概要]

自由贸易试验区于 2013 年在上海设立，之后扩大至各地。负面清单是规定自由贸易试验区的投资限制的清单。

与 2015 年版的负面清单相比，本负面清单主要是在制造业和服务业删除了 10 个领域、28 项特别管理措施，进一步放宽了外商投资限制。

[法令原文] http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-06/16/content_5202973.htm

■ 自由貿易試驗區外商投資參入特別管理措施（ネガティブリスト）（2017 年版）の公布に関する通知

[発布部門] 國務院弁公庁

[発布番号] 国弁発[2017]51 号

[発布期日] 2017 年 6 月 16 日

[施行期日] 2017 年 7 月 10 日

[概要]

自由貿易試驗區は 2013 年に上海に設立され、その後、各地に拡大している。ネガティブリストは、自由貿易試驗區における投資規制を定めたリストである。

本ネガティブリストは、2015 年版のネガティブリストと比較すると、主に製造業とサービス業において 10 分野、27 項目の特別管理措置を削除し、外国投資の規制をさらに緩和している。

【部門規章】

■ 劳动人事争议仲裁办案规则

[发布部门] 人力资源和社会保障部

[发布文号] 人力资源和社会保障部令第 33 号

[发布日期] 2017 年 5 月 8 日

[施行日期] 2017 年 7 月 1 日

[概要]

在中国，劳动争议的当事人应在提起诉讼前申

■ 労働人事争議仲裁弁案規則

[発布部門] 人力資源和社会保障部

[発布番号] 人力資源和社会保障部令第 33 号

[発布期日] 2017 年 5 月 8 日

[施行期日] 2017 年 7 月 1 日

[概要]

中国では、労働紛争の当事者は訴訟を提起する

请仲裁。

本规则对该仲裁程序作出了规定，是 2009 年版的修改版，除了融合了劳动争议和事业单位的人事争议之外，还完善了仲裁申请、受理、时效、管辖等一般规定、简易程序、集体人事争议处理、调解程序、终局裁决的范围等规定。

[法令原文] http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/zcfg/flfg/gz/201705/t20170524_271347.html

前に仲裁を申し立てなければならない。

本規則はこの仲裁の手続を定めるもので、2009 年版の改正で、労働紛争と事業単位的人事紛争を融合したほか、仲裁の申立・受理、時効、管轄等の一般規定、簡易手続、集体人事爭議處理、調解手続、終局裁決の範圍等の規定を整備した。

[法令原文] http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201706/t20170621_851968.html

■ 关于完善汽车投资项目管理的意见

[发布部门] 国家发展和改革委员会、工业和信息化部

[发布文号] 发改产业[2017]1055 号

[发布日期] 2017 年 6 月 4 日

[施行日期] 2017 年 6 月 4 日

[概要]

本意见对严格控制新增传统燃油汽车（包含混合动力汽车）产能、促进新能源汽车发展的方针作出了规定。据此，《外商投资产业指导目录》中的“海外汽车厂商最多设立 2 家合资公司”这一限制仅适用于传统燃油汽车，设立纯电动汽车相关合资企业时，根据《新建纯电动乘用车企业管理规定》进行审核。

燃料电池汽车参照纯电动汽车相关管理规定，混合动力汽车参照传统燃油汽车相关管理规定。

[法令原文] http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201706/t20170612_850509.html

■ 自動車投資プロジェクト管理の完備に関する意見

[発布部門] 国家發展和改革委員會、工業和情報化部

[発布番号] 发改産業 [2017] 1055 号

[発布期日] 2017 年 6 月 4 日

[施行期日] 2017 年 6 月 4 日

[概要]

本意見は、伝統的燃料自動車（ハイブリッド車を含む）の生産能力の新規拡張を厳しく制限し、新エネルギー自動車の発展を促進する方針を定めたものである。これによると、「海外自動車メーカーによる合弁会社の設立は 2 社まで」という「外商投資産業指導目録」に基づく制限は伝統的燃料自動車のみに適用され、純電気自動車に関する合弁企業の設立は「純電気乗用車の新設管理規定」に基づき審査認可される。

燃料電池車には純電気自動車に関する管理規定が準用され、ハイブリッド車には伝統的燃料自動車に関する管理規定が準用される。

■ 外商投资产业指导目录(2017 年修订)

[发布部门] 国家发展和改革委员会、商务部

[发布文号] 国家发展和改革委员会、商务部令 2017 年第 4 号

[发布日期] 2017 年 6 月 28 日

[施行日期] 2017 年 7 月 28 日

[概要]

《外商投资产业指导目录》是中国对外资限制

■ 外商投資産業指導目録（2017 年改正）

[発布部門] 国家發展和改革委員會、商務部

[発布番号] 国家發展和改革委員會、商務部令 2017 年第 4 号

[発布期日] 2017 年 6 月 28 日

[施行期日] 2017 年 7 月 28 日

[概要]

「外商投資産業指導目録」は中国の外資規制の

的根本性规定。与 2015 年版的目录相比，备受关注的是①进一步放宽了外资准入限制措施，从 2015 年版的 93 项减少至 63 项（限制类 35 项、禁止类 28 项），②将鼓励类中的有股比限制的项目以及限制类和禁止类项目一并制定为《外商投资准入负面清单》，③进一步扩大了鼓励类的范围。

根幹をなす規定である。2015 年版の目録と比べると、①外資参入の制限措置を更に緩和し、2015 年版の 93 項目から 63 項目に減少させたこと（制限類 35 項目、禁止類 28 項目）、②奨励類で持分比率規制のあったプロジェクト、制限類及び禁止類のプロジェクトを一括して「外商投資参入ネガティブリスト」として制定したこと、③奨励類の範囲を更に拡大したことが注目される。

[法令原文]http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201706/t20170628_852857.html

【劉楠、臧晶】

中国法務「基本のき」

中国における労務派遣制度

【ご質問】 当社中国子会社は、派遣社員の雇用を検討しています。中国において労務派遣サービスを利用する場合の注意点を教えてください。

2013年の改正「労働契約法」は、派遣労働者を保護するため、派遣会社の設立及び労務派遣の利用に関する規制を強化しました。これを受け、人力資源和社会保障部は、2014年に「労務派遣暫定規定」を發布し、労務派遣制度についてさらに詳細に規定しています。本稿では、これらの法令に基づき、労務派遣において派遣先企業が注意すべき点をご紹介します。

■ 契約関係

労務派遣の場合、派遣労働者は労務派遣会社（派遣元企業）との間で労働契約を締結し、派遣先企業との間では労働契約を締結しません。派遣先企業は、労務派遣会社との間で労務派遣契約を締結して派遣労働者を受入れることになります。労務派遣契約において、派遣部署及び人数、派遣期間、労働報酬及び社会保険料の金額及び支払方法並びに契約違反の責任等を約定しなければなりません（「労働契約法」第 58 条、第 59 条、「労務派遣暫定規定」第 7 条）。

■ 利用条件

労務派遣を利用する場合、派遣先企業は次の条件を満たさなければなりません。

(1) 労働報酬

派遣先企業は、同一労働同一報酬の原則に従い、派遣労働者に対し、当該企業と同類部署の労働者との同一の労働報酬分配規則を適用しなければなりません（「労働契約法」第 63 条）。

(2) 勤務部署

労務派遣による雇用は補充的な雇用形式であり、臨時的、補助的又は代替的な勤

務部署においてのみ実施することができます（「労働契約法」第 66 条、「労務派遣暫定規定」第 3 条）。

(3) 雇用量

労務派遣の雇用量は厳格に規制されていて、派遣先企業は、その雇用総量の 10% を超えて派遣労働者の派遣を受けることはできません（「労働契約法」第 66 条、「労務派遣暫定規定」第 4 条）。

■ 派遣先企業の義務

派遣先企業は、次の各号に掲げる義務を履行しなければなりません（「労働契約法」第 62 条）。

- ① 国の労働基準を実行し、相応の労働条件及び労働保護を提供する。
- ② 派遣労働者の業務上の要求及び労働報酬を知らせる。
- ③ 時間外労働手当、業績報奨金を支払い、勤務部署と関連する福利厚生待遇を提供する。
- ④ 在職派遣労働者に対して勤務部署で必要とされる研修を行う。
- ⑤ 労働者の使用を継続する場合、正常な賃金調整ルールを適用する。

なお、派遣先企業は、派遣労働者を他の企業に再派遣することはできません。

■ 派遣労働者の返還

次のいずれかの状況がある場合、派遣先企業は、派遣労働者を労務派遣会社に返還することができます（「労働契約法」第 65 条、「労務派遣暫定規定」第 12 条）。

- ① 「労働契約法」第 39 条（労働者の過失による解雇）、第 40 条（労働者無過失の場合の解雇）、第 41 条（リストラ）に規定する事由がある場合。
- ② 派遣先企業は、法に従い破産を宣告され、営業許可証を取り上げられ、閉鎖、取消を命令され、繰上解散を決定し又は経営期限が満了になり、経営を継続しない場合。
- ③ 労務派遣契約が期限満了により終止する場合。

しかし、派遣労働者に「労働契約法」第 42 条に規定する事由がある場合（派遣労働者

が職業病に罹患した場合、労災に遭った場合、妊娠した場合等）には、派遣先企業は派遣労働者を労務派遣会社に返還することはできず、当該事由が解消するまで派遣期間を延長しなければなりません（「労務派遣暫定規定」第 13 条）。

派遣先企業は、派遣労働者との間に労働契約がありませんから、派遣労働者を労務派遣会社に返還する際、経済補償金を支払う義務はありません。ただし、規定に違反して派遣労働者を返還する場合には、派遣先企業は労務派遣契約に基づき違約責任を追及されるほか、行政機関より行政処罰を受けることになります（「労働契約法」第 92 条、「労務派遣暫定規定」第 24 条）。

■ 他の名目での労働雇用

労務派遣に対する規制が上記のとおり厳しいため、労務派遣によるのではなく、業務をアウトソーシングする企業も少なくありません。ただ、使用者が請負、業務委託等の名目をもって業務をアウトソーシングした場合も、「労務派遣暫定規定」に従い処理するとされていますので、指揮命令権を有するなど実質的に労務派遣と同視できるような場合は注意する必要があります（「労務派遣暫定規定」第 27 条）。

【劉楠】

久田・橋口法律事務所

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：info@lexhh.com



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。
本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関又は専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。
本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページ又は上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。